

平成 29 年度 EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、環境対策の一環として会員事業者（以下「会員」という。）がエコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うことにより、温室効果ガス削減と省エネを図るエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）及び急加速・急減速など一定の衝撃が生じた際、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、EMS・ドライブレコーダー機器等（以下「機器」という。）導入費用の一部を助成する。

(助成対象)

第 2 条 兵ト協会員で、兵庫県内に使用の本拠の位置を置く、既存事業用貨物自動車及び新車購入時に、機器を装着した事業用貨物自動車とする。

(交付額及び上限等)

第 3 条 助成金の交付額は、会員が導入する機器に対して、下記のとおりとする。

(1) 車載器

ア EMS用車載器（デジタルコ・ドラレコ一体型車載器含）

1 台あたり 10,000 円、1 事業者 50 台を限度とする。

イ ドライブレコーダー運行管理連携型車載器（デジタルコ・ドラレコ一体型車載器含）

兵ト協助成：1 台あたり 10,000 円、1 事業者 20 台を限度とする。

（全ト協助成：1 台あたり 20,000 円、1 事業者 20 台を限度とする。）

ウ ドライブレコーダー標準型車載器

1 台あたり 10,000 円、1 事業者 20 台を限度とする。

エ ドライブレコーダー簡易型車載器

1 台あたり 10,000 円、1 事業者 10 台を限度とする。

(2) スマートフォン活用型アプリケーション

1 台あたり 3,000 円、1 事業者 10 台を限度とする。

(3) 事務所用機器

EMS用事務所用機器

1 台あたり 50,000 円、1 事業者 1 台を限度とする。

2 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(申請方法、提出書類)

第4条 事業者は、助成金交付申請期日までに、助成金交付を受ける機器に応じた交付申請書により、兵ト協会長に対して助成金交付を申請する。

(1) EMS用車載器及び事務用機器

様式1-1「EMS用機器導入促進助成交付申請書」

(2) ドライブレコーダー車載器

様式1-&「ドライブレコーダー車載器導入促進助成交付申請書(運行管理連携型)」

様式1-' 「 // (標準型)」

様式1-(「 // (簡易型)」

(3) スマートフォン活用型アプリケーション

様式1-)「スマートフォン活用型アプリケーション導入促進助成交付申請書」

2 上記(1)(2)の交付申請書には、①又は②、及び③～④のいずれかと⑤を添付し、(3)の交付申請書には、②及びアプリサポート・メーカーサポート契約(写し)と⑤を添付する。

① リース：機器名、台数、金額(1台当たり及び総額)、期間が記載している契約書の写し

② 購入：機器名と金額が記載している請求書の写し、及び領収書の写し(銀行の振込通知書も可)

③ 様式2-1「EMS用機器(リース・販売)取付完了証明書」

④ 様式2-3「ドライブレコーダー車載器(リース・販売)取付完了証明書」

⑤ 取付車両の自動車検査証の写し(有効期間満了している車検証(写)は、助成出来ない。)

(申請受付期間)

第5条 交付申請受付期間は、平成29年4月1日から平成30年2月28日までとする。

但し、助成金交付予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成対象機器等の基準と範囲)

第6条 助成の対象となる機器等は、次の事項の基準に該当するものとする。

(1) 車載器の基準

(一般要件)

- ・ 十分な耐久性があり、品質が保証され、保証期間が定められていること
- ・ 機械的作動が円滑であること
- ・ 時計が取り付けられており、時間情報が得られること

ア EMS用車載器

① 適切なタイミングで警告音等により、運転者のエコドライブを支援することができること

② 瞬間速度・走行距離・急発進・急加速・アイドリング継続時間及びあらかじめ設定した経済速度を超えた走行等の情報を取得管理できること

イ ドライブレコーダー車載器

① トラック用に開発されていること

② 急ブレーキ、急加速など一定の衝撃が生じた際に、前後の画像撮影や走行データを記

録すること

- ③ 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転及び事故原因を分析できること
- ④ 「EMS用車載器」の機能を有すること
- ⑤ 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編・第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること

(2) スマートフォン活用型アプリケーションの基準

- ① スマートフォンにアプリケーションを導入することにより、このドライブレコーダー車載器の②と③の要件をみたすこと
- ② GPS等により時間、位置、運行経路の情報を取得できること
- ③ 取得した映像及び走行データを瞬時に事務所用機器に送信できること

(3) EMS事業所用機器の基準

- ① 車載器で取得した下記等の情報をカードリーダーや分析ソフト等を介して出力できること
- ② 時間情報・瞬間速度・走行距離・急発進・急加速・アイドリング継続時間及びあらかじめ設定した経済速度を超えた走行等の情報を取得管理できること

2 助成の対象となる機器等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 車載器

ア EMS用車載器

自動車から運転に係る運行診断結果データ(以下「運行データ」という。)を記録するため、最低限度必要な機器(運行データを取得するためのセンサー、運行データを記録するための装置、センサーと運行データを記録するための装置の部品、運行データを記録保持するための記録媒体、運行データを事業所へ無線送信するための通信装置等で構成される車載器[EMS用車載器の機器メーカー及び型式 別紙 No.1])とする

また、1台で国土交通省の技術基準に適合するデジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダー機能を備えている車載器(以下「デジタコ・ドラレコ一体型」という。)については、EMS用車載器[デジタコ・ドラレコ一体型機器メーカー及び型式 別紙 No.1])とする。

イ ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器[ドライブレコーダー車載器の機器メーカー及び型式 別紙 No.2~4])とする。

① 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

② 標準型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

③ 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ

(2) スマートフォン活用型アプリケーションの範囲

スマートフォン（高性能携帯電話）及びアプリケーションの利用により事務所等に転送した急ブレーキ時等の映像位置情報を活用し、交通安全教育を行うタイプ[アプリケーションの機器メーカー及び型式 別紙 No.5]とする。

(3) EMS 事業所用機器の範囲

車載器に記録した運行データを事業所において集中管理するために、記録媒体に記録された運行データを事業所で読み出すための専用の読み取り装置、車載器から無線で送信された運行データを受信するための通信装置、運行データをエコドライブに関して分析するためのソフトウェア等で構成される最低限必要な一連の機器[EMS 事業所用機器メーカー及び型式 別紙 No.6]とする。

(助成金の交付)

第7条 第5条の規定により請求を受けた兵ト協会長は、当該年度の3月末日までに会員に対して助成金を交付する。

(機器の処分基準)

第8条 会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

(導入効果の報告)

第9条 協会は、助成金の交付を受ける事業者に対して、別に定める調査票に基づき機器導入の効果等の報告を求めることがある。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日より適用する。